

- すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。消費税率 8%時は **収入額の目安が 510 万円以下の方を対象に最大 30 万円給付**するものです。なお、平成 27 年 10 月 1 日に消費税率が 10%に引上げられた場合のすまい給付金については、平成 25 年 6 月 26 日に行われた与党合意を踏まえたものとする予定です。

有限会社メディアサポートでは「すまい給付金」の申請業務を代行します。

### ▼ 申請代行サービスの対象

- ・ 消費税引き上げ後に**新築住宅**を取得された方  
(※中古住宅でもすまい給付金の受給は可能ですが申請代行は行っていません)
- ・ 「**本人受領**」であること  
(※住宅事業者などが受け取る「代理受領」については申請代行は行っていません)



### ▼ 申請代行に必要な書類

- ・ すまい給付金申請代行サービス申込書（別紙）
- ・ 建物の登記事項証明書 所有者確認、3 ヶ月以内
- ・ 個人住民税の課税証明書
- ・ 住民票 3 ヶ月以内のもの
- ・ 工事請負契約書（写し）
- ・ 通帳（写し）・・・銀行名、口座番号、名義等が判る（表紙等）もの
- ・ 検査実施が確認できる書類（以下①～③のいずれかひとつ）  
①住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書 ②建設住宅性能評価書 ③住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書

### 給付金額の目安

年収	県民税所得割額	給付額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425～475万円	6.89～8.39万円	20万円
475～510万円	8.39～9.38万円	10万円

#### <住宅ローン利用者>

- ・ 住宅ローン金銭消費貸借契約書（写し）

#### <現金による住宅購入者>

- ・ フラット 35S 適合証明（以下①～③のいずれかひとつ）  
①フラット 35S 適合証明書 ②現金取得者向け新築対象住宅証明書（原本）③長期優良住宅認定通知書

上記の書類を基に申請書を作成し、申請業務を代行します。

#### 申請の際の注意事項

- 申請は入居後から引き渡しを受けて 1 年以内の間に行ってください。
- 給付金は申請後 1.5 ヶ月～2 ヶ月程度で支払われます。

### ▼ 料金

30,000 円（税別）／戸（※住宅を複数の方で取得・共有し、居住する場合の「まとめて申請」も同料金となります）

プライバシーポリシー：申請代行業務にて知り得た個人の情報については法令を順守した取り扱いを行います。

※ホームページ参照